

第四次滋賀県環境学習推進計画(答申概要)

【計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)】

■ 計画の性格・背景

- ・「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・SDGs達成のためにはESDは必要不可欠な手段であり、ESDの考え方を取り入れた環境学習を推進

■ 課題から求められるもの

- 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

■ 基本目標

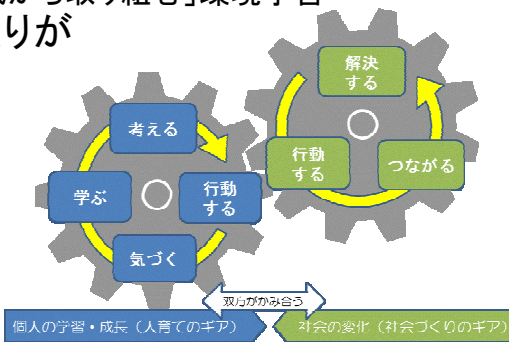
地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

※単なる「学び」に留まらず、自ら行動をおこし、それにより社会が変わっていくことを目標とする。

■ 展開方向

- 遊び、親しみ、「体験する」環境学習
- 分野を越えて、「つながる」環境学習
- 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習
- ・人育てと社会づくりが

つながる
「ギアモデル」

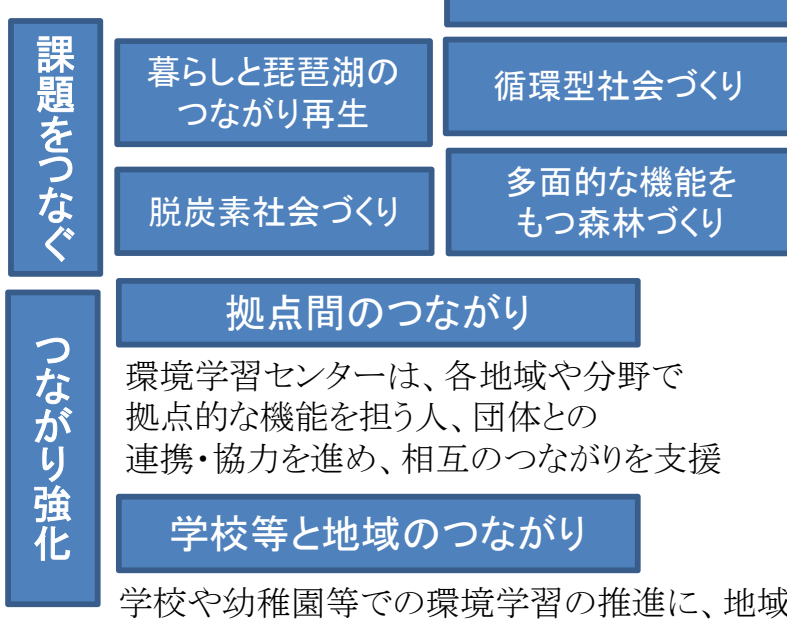


■ 県の施策の展開方向

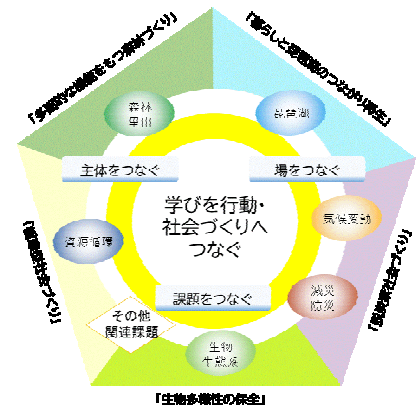
- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 人材育成および活用 | (2) 環境学習プログラムの整備および活用 |
| (3) 場や機会づくり | (4) 情報の提供 |
| (5) 連携・協力のしくみづくり | (6) 取組への機運を高める普及啓発 |

・県の施策を体系別に6つの柱として掲げ、それぞれの柱における施策の展開方向と、「ギアモデル」のどの部分に効果がある施策かを提示

■ 重点的な取組



これら5つを重点的に取り組む課題とし、課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組む。



■ 推進体制

- ・環境学習推進会議による、庁内の各種行政分野との連携
- ・環境学習センターによる支援機能
- ・多様な主体との協働

■ 進行管理

- ・環境保全行動実施率をアウトカム指標に、計画の実施状況を測定
- ・施策体系別の指標の推移、各事業の自己評価と三層構造で評価し、結果を公表